

## 廃車・名義変更等の手続きはお早めに

軽自動車税は原付・農耕車・軽自動車・二輪等を、4月1日に所有（使用）している方に課税されます。スクラップ等廃棄処分された方、譲渡して現在所有していない方は、そのままにしておきますといつまでも税金がかかりますので、早めに廃車または名義変更等の手続きをしましょう。

### 手続・問合せ先

#### 《原付(125cc以下)・農耕車等》

税務課(法勝寺庁舎) ☎66-4802

#### 《軽自動車(3輪・4輪)》

軽自動車検査協会 鳥取事務所

☎(0857) 28-7001

#### 《二輪の小型自動車(250cc以下)》

全国軽自動車協会連合会 鳥取県事務取扱所

☎(0857) 28-7021

#### 《二輪の小型自動車(250cc超)》

中国運輸局鳥取支局 ☎(0857) 22-4154

※または二輪・自動車販売会社へお問い合わせください。

〔国民年金からのお知らせ〕  
**20歳になったら国民年金に加入しましょう**  
 日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。  
 自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市町村役場へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して、加入の手続きを行うこととなります。

国民年金の加入手続きをきちんとし、保険料を納めましょう。  
 ※なお、第2号被保険者が20歳になったときは、加入の手続きは必要ありません。

#### 〔問合せ先〕

日本年金機構米子年金事務所

☎34・6111

町民生活課(法勝寺庁舎)

☎66・3114



## 法律相談センターのご案内

鳥取県弁護士会では、毎週無料相談会を実施しています。(要予約)  
 法律について困りごと、弁護士への相談方法などご利用ください。



実施機関	相談日	場 所	予約先
法律相談センター米子	毎週火曜日 午後3時～午後7時	米子天満屋5階 パソコンスクール隣 (米子市西福原2-1-10)	鳥取県弁護士会米子支部 ☎23-5710 《受付》平日午前9時～午後5時
法律相談センター鳥取	毎週土曜日 午前9時30分～正午	鳥取県弁護士会仮会館 (鳥取市東町2-221)	鳥取県弁護士会 ☎(0857) 22-3912 《受付》平日午前9時～午後5時
法律相談センター倉吉	毎週土曜日 午前9時30分～正午	法律相談センター倉吉 (倉吉市葵町724-15)	法律相談センター倉吉 ☎(0858) 24-0515 《受付》平日午前9時～午後5時

〔問合せ先〕町民生活課(天萬庁舎) ☎64-3781